

男鹿市条例第 1 4 号

男鹿市市税条例の一部を改正する条例

男鹿市市税条例（平成 1 7 年男鹿市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第10条の 2 （略） 2 ～ 9 （略） 10 法附則第15条第24項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第24項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第24項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 13 法附則第15条第24項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 14 法附則第15条第24項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 15 法附則第15条第24項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 16 法附則第15条第24項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 17～26 （略）	附 則 （法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第10条の 2 （略） 2 ～ 9 （略） 10 法附則第15条第24項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第24項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 12 法附則第15条第24項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 13 法附則第15条第24項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 14 法附則第15条第24項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 15 法附則第15条第24項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 16 法附則第15条第24項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 17～26 （略）

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。